破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第８７９号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂１丁目19番７号ゆかり荘１号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市水城６丁目13番24号
破産者　中村　晴子
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０７３号
福岡県糸島市潤２丁目９番20号
破産者　吉田　秀範
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８０４号
仙台市泉区泉ケ丘１丁目17番23号　東側、従前の住所宮城県気仙沼市西みなと町13番地
破産者　熊谷　久男
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
秋田県大館市雪沢字篭谷郷山下12番地
破産者　岩間　善昭
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１号
秋田県大館市比内町笹館字小新田32番地
破産者　菅原　タミ
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第５９４号
東京都杉並区浜田山１―36―５　シャルム新美102、住民票上の住所川崎市幸区小向仲野町８番１―727号
破産者　塩澤　道也
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６７６号
川崎市川崎区貝塚２丁目11番13号　ハイツカザマ102、前住所川崎市川崎区池田１丁目８番８―901号　ウィライブ川崎八丁畷
破産者　木下　裕子（旧姓神田）
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６７７号
川崎市川崎区池田１丁目８番８―901号、前住所川崎市川崎区南町16番地７　かわさきスカイビル1004
破産者　木下　謹裕
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地４－３―305、前住所川崎市高津区上作延420番地７
破産者　長谷川正三
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地４－３―305、前住所川崎市高津区上作延420番地７
破産者　長谷川多美子
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
川崎市中原区中丸子442番地18　リリエンハイム102
破産者　古賀　典子
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
川崎市麻生区上麻生５丁目14番１―104号
破産者　藤田　　稔
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９３５号
札幌市北区屯田４条４丁目12番32号
破産者　佐藤　昌博
１　決定年月日　平成25年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０５号
仙台市若林区遠見塚３丁目７番23―207号
破産者　山田　正男
１　決定年月日　平成25年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８８５号
宮城県岩沼市二木１丁目３番６―12号
破産者　大宮恵一郎
１　決定年月日　平成25年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９０４号
仙台市青葉区川平４丁目19番22号
破産者　谷岡　洋志
１　決定年月日　平成25年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
茨城県水戸市見和３丁目1513番地の15　見和マンション201号、旧住所茨城県水戸市河和田１丁目1820番地の５
破産者　伊藤　敏子
１　決定年月日　平成25年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５４９号
埼玉県越谷市大字弥十郎702番地１　サーパス越谷502号、旧住所埼玉県越谷市越ヶ谷５丁目３番16号　ヴューラー越谷507
破産者　森　　啓徳
１　決定年月日　平成25年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係